

静岡県告示第74号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月12日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置
（略）			（略）		
株式会社エヌ・ティ・ティマーケティンググアクト東海支店カスタマーソリューション事業推進部	（略）	（略）	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティンググアクト東海支店カスタマーソリューション事業推進部	（略）	（略）
			<u>清水自家用自動車協会</u>	<u>静岡市清水区渋川497番地の8</u>	<u>静岡市清水区渋川497番地の8</u>
2 （略）			2 （略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和2年2月12日から施行する。